

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和6年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>市長公約の「古民家移築事業の必要性を市民に問います。」について</p> <p>市長は公約通り、令和5年12月23日に古民家移築事業についての意見交換会を公開で開催し、移築賛成、反対の双方の市民から、中立な立場で意見を聴いた。その後市長が古戦場への移築中止を判断したことについて、3月議会で越権行為であるとの指摘を受け、事務の補助執行を開始した平成25年7月から現市長就任までの期間を対象に、補助執行機関における事務執行の適正性や越権の有無を検証し、令和6年6月6日に検証結果が公表された。検証結果では、市文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会に諮問、具申等を求める正式な手続きを経ていないことは不適切とされた。</p> <p>教育委員会は6月11日の定例教育委員会で、文化財保護審議会への諮問を決定し、審議会が7月22日と8月21日の2回開催された。両日傍聴したが、審議会の運営や諮問内容に疑問を抱いたので以下質問する。</p> <p>(1) 市文化財保護条例第13条では、「審議会の委員は、文化財に深い関心を有し、学識経験のある者のうちから教育委員会が市長と協議して任命する」となっている。今期の委員の選任は誰がどのように行ったのか。</p> <p>(2) 委員に対して提示する資料は誰がどのように決めたの</p>	

か。

- (3) 6月6日に公表した検証結果について、令和6年6月議会の一般質問で、補助執行機関として適正性を欠いていた事項が4点ある旨の答弁があった。これらのことを説明せず、古民家の保護及び活用方法を審議会に諮問したことは問題があると思う。約10年間の経過の理解の上で移築の是非を審議する会議にならなかったことについて見解を伺う。
- (4) 市部設置条例及び施行規則では、文化財の保護や古戦場公園に関するところは文化庁生涯学習課が行う事務となっており、市が平成25年6月13日に締結した「覚書」については佐藤市長を含め当時の議員にも公表されていないので、市長が古民家移築中止を判断する時、越権行為であるとは考えも及ばなかったのは当然である。職員はこの「覚書」についての説明を市長に対してなぜしなかったのか。
- (5) この「覚書」には決裁権を誤認しかねない表現で記載がなされているということで、「覚書」を廃止し、今回の9月議会で部設置条例及び施行規則にも列挙している補助執行事務を削除し、代わりに新たに制定する「(仮称)教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に定めるとのことである。古民家に関する事務のリーガルチェックがしっかりなされていないという、前市長時代の事務方のミスをもとに、文化財保護審議会では一言も反省の弁を述べず、古民家の保存と活用、移築ありきの審議会運営を進める執行部の在り方に、疑義を感じる。こういう事務方のミスの責任は誰がどのようにとるべきか、見解を伺う。
- (6) 令和元年度の古民家詳細調査結果で、古民家は「長年の雨漏り、蟻害による腐食が進み、構造部材全体としての健全性が大変低い状態であった」、後世に残すためには、「鳥居建て構造及びその接続部を活かし、その他の構造架構は新材とすることが望ましい」という所見に対して、審議会会長は、令和2年度第1回文化財保護審議会で「古民家の鳥居建て構造及びその接続部の部材だけを使って、残りは新材で整備するということは乱暴です。このような方法で、文化財を保存する事例は、他の市町村でも聞いたことがありません。一部だけ残すのなら、ケースに展示するという方法や他所から借りてくることもできます。」と、活取りをすることに対して批判的な意見を述べた。しかし7月22日の審議会ではこのような経過には全く触れず、文化財として登録しなくても問題

	<p>はないと意見が変節しているように感じた。</p> <p>また、審議会委員の質疑に対する答弁は課長補佐だけで、会議に出席していた部長、次長、課長は、現市長が越権行為であったと述べてからの経過を一言も説明しなかった。適切な補足説明を行わなかったのはなぜか。</p> <p>(7) 7月22日の審議会の説明資料の中に、「ムダな税金を投入して古民家を移築するのは止めてほしい」という旨の要望書が市民から署名付きで提出されたという記載があった。署名した市民がなぜ「ムダな税金」と捉えているのかという委員からの質問に対し、署名を直接受け取った担当部長は、その思いを適切に説明できたはずであるにもかかわらず、行わなかった。その理由を問う。</p>	
2	<p>広告付きおくやみガイドブックについて</p> <p>おくやみガイドブックは、遺族の負担を減らすことが出来るよう、死亡届提出後に必要な手続きをまとめた30ページほどのA4版冊子である。現在、全国の自治体が発行しており、複数の民間企業がこの事業に参入している。本市の発行しているものは、株式会社ジチタイアド（福岡市）が編集、制作している。</p> <p>本市では、この株式会社が募集した広告を、広告審査会にて審査することとしており、広告が掲載された冊子については、市の金銭的な負担はなく作成することができる。</p> <p>ただ、市は広告料金を把握していないということであり、独自調査した結果、本市の場合約150万円の広告料から冊子印刷代等必要な経費を差し引いた金額が、株式会社ジチタイアドの収益となっていることが分かった。市の発行物の作成費用が、地元企業関係各社からの高額な広告料で賄われていることには違和感がある。広告を掲載せずガイドブックを作成している自治体もある。</p> <p>本市では、700冊を印刷しているということだが、ネット印刷であれば比較的安価で作成できる。また、1年間の死者数は令和5年度で390人とのことであり、印刷冊数を減らして、本市も広告を掲載しない作成方法に戻さないか。</p>	